

いと思われる案件を選定した。

このほか、現在調査中のエステサロン等での HIFU による事故及び立体迷路の床板落下事故も、すき間事故と整理し得る事案である。

「すき間事故」の定義との関係では、これらは、事故の調査をする体制がない分野の事故に相当すると考えられるが、今後、新たな製品又はサービス等の普及に伴い、こうした調査のすき間に生じる事故情報等の解析又は分析の必要性が増すとも考えられる。

(2) 事故調査機関・制度に求められる属性

ア 在り方検討会の提言

検討会では、事故調査機関に求められる属性として、「独立性」、「公正性」、「網羅性」及び「専門性」が掲げられた。

イ 委員会の活動の評価

まず、「独立性」については、事案選定、調査、公表の各段階において警察、検察、裁判、行政処分権限を有する官庁等からの介入や影響は排除されており、独立性は十分担保されている。

次に、「公正性」についても、各事案の調査に際し、事故発生に関与した事業者等の特定の機関又は個人や被害者等双方当事者の恣意、事故予防又は再発防止と無関係な機関又は個人の意図等への配慮を防止するため、消費者安全法 22 条及び「消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について」(平成 25 年 4 月 26 日消費者安全調査委員会決定)により、事故等原因に關係するおそれのある委員は、調査に従事できないこととされており、手続的な担保が十分なされている。

「網羅性」に込められた期待は、「すき間事故」への対応、個別の事故調査及び分野ごとの事故調査から得られる教訓等を蓄積し、他分野へ展開すること等にあった。上記(1)のとおり、既存の制度上、必ずしも事故の調査を行う体制が存在しない遊戯施設等(水上設置遊具、トランポリンパーク等)での事故も選定されている。また、委員会の下に設置された製品等事故調査部会又はサービス等事故調査部会で審議された内容は委員会に共有され、各部会相互の情報共有も行われている。

「専門性」に込められた期待は、高度な調査能力を有することである。世の中に「消費者事故調査の専門家」がいない中で、各所から様々な知見を集約し、調査能力を確保する必要がある。

この点については、前述のとおり、事務局職員が専門委員の協力を得ながら調査を行い、部会において多方面から専門的検討を加えた上で、委員会で更に俯瞰的に検討を深めて結論を得ることとしており、この過程で様々な専門的知見が集約される体制としている。また、委員会及び各部会の審議状況は相互に共有している。さらに、委員会又は部会が更に調査を尽くす必要があると判断した場合には、それぞれ部会又は

事務局にその必要性を伝え、追加の調査を実施することがある。

委員又は事務局職員が人事異動や任期満了という形で定期的に交代していく中で、どのように過去の経緯や専門的知見を引継ぎ蓄積していくかは、内外から繰り返し指摘されている課題である。この点については、委員会の委員及び各部会の委員(臨時委員)が一部連続して任期を務めることで(任期は 1 期 2 年、委員としての再任は連続 5 期まで)、委員を通じて専門的知見が委員会に蓄積される体制となるよう努めている。また、事案に応じて審議に参加する専門委員 53 名は、機械工学、人間工学、医学、薬学、建築、医療福祉等、広範な分野から選任されており、様々な事案に応じて迅速かつ効率的に調査ができる体制が担保されている。

在り方検討会の提言においても、「事故調査のための機関・制度が常時必要とする専門知識を有する人材を確保するとともに、それ以外の分野やテーマの専門家を予め登録しておくことにより、個別の分野に関連する事故調査が必要となった時点で速やかに協力を得ることができるよう、事故調査のための人材バンクのようなネットワークを構築することが必要かつ適切であると考えられる」と指摘されており、専門委員の充実がこの機能を実現していると評価することもできる。

今後も、委員、臨時委員、専門委員のネットワークを維持拡大しながら、事故調査機関に求められる専門性を担保しつつ知見を蓄積していくこと、また、社会経済情勢の変化に対応して人材バンクを機動的に拡大していくことが求められる。

なお、事務局体制の強化及び専門性の蓄積については、委員会設立当初からの課題でもある委員の一部常勤化を含め、行政機関としての制約がある中で引き続き中長期的に改善が期待される課題である。

(3) 事故調査と刑事手続の関係

ア 在り方検討会の提言

在り方検討会では、事故発生現場又は関連する証拠物の検証、原因関係者からの事情聴取に当たって、刑事捜査との関係をどう整理するか、即ち、刑事捜査との兼ね合いで必要な事故調査が十分できないような事態がおきないようにすることが論点の一つであった。

在り方検討会の結論としては、事故現場又は証拠物の検証等に關し、「事故調査と刑事手続の双方が支障なく行われるために、必要な調整を行い、環境を整備する」という考え方を基本とすべきとされ、運輸安全委員会や独立行政法人製品評価技術基盤機構のように、警察と覚書を交わすなどの方法で事故調査と刑事捜査の遂行の調整を図る事例も示された。

なお、検討会では、証拠物の扱い方、実験データの相互利用可能性、刑事手続で収集された証拠(刑事確定記録や不起訴記録、起訴又は不起訴の刑事処分を決する前の証拠等)の事故調査への利用、事故関与者の口述の刑事裁判の証拠としての利用、事故調査結果の刑事捜査への引用等についても広く検討がなされるなど、事故調査と刑

事検査が相互に関連する場面が強く意識されていた。

イ 委員会の活動の評価

在り方検討会での議論と比べると、実際には、刑事検査との関係で事故調査に不都合が生じるという事態はほとんど発生していない。このことに関して、委員会では、事故現場に赴いての現地調査の事例が少ないと要因であり、むしろそのこと自体が課題であるとの指摘もある。以下、警察押収証拠の取扱い、現地調査における警察との関係に分けて検討する。

(i) 警察押収証拠の取扱い

在り方検討会での指摘を受けて、委員会と警察庁との間では、2012年11月に、警察による刑事検査と委員会の事故等原因調査がそれぞれ円滑かつ的確に実施されるよう、相互に協力することを内容とする覚書が締結されている。

覚書に基づく調整が効果的に機能した事案としては、水上設置遊具による溺水事故の事案が挙げられる。この事案では、証拠物（被害者が実際に着用していたライフジャケット）の検証が警察の協力の下で行われ、また、委員会及び警察が各々実施する再現実験に双方が参加する等の具体的な協力が行われた。

他方で、軽井沢スキーバス事故について情報収集を行った際には、警察署に保管されていたバスの外観の調査は行ったものの、バス内部に立ち入っての調査には至らなかった。

警察から得られる協力の程度は、事案ごとの刑事検査の状況、管轄する警察の違い等により、ある程度異なることはやむを得ないと考えられるが、事故調査と刑事検査のよりよい両立の在り方については、引き続き追求していくことが必要と考えられる。

(ii) 現地調査における警察との関係

現地調査、証拠物の検証又は関係者の聞き取り等を行った案件は、調査事案として選定したものとして、幼稚園で発生したプール事故及びその類似事故、体育館の床板の剥離による負傷事故、ハンドル型電動車椅子の事故、機械式立体駐車場事故、エスカレーター事故がある。また、調査事案として選定していないものとして軽井沢スキーバス事故、遊戯施設内のジェットコースターの事故、鉄道のホームからの転落事故がある。

上記の現地調査を行ったケースでは、警察との緊張関係が顕現しなかった。その理由としては、第1に、委員会の調査対象となる消費者事故等に該当するか否かが事故の発生直後には判断できない場合があるということが挙げられる。例えば、初報では消費者事故等と疑うだけの事情が判明していなかったが、捜査の過程で新たな事実が判明し、消費者事故等の疑いを生じるというケースである。このようなケースでは、警察から消費者庁への事故情報の通知も、委員会の初動対応としての現地調査も、事故発生から時差を生じることになる。第2に、事故関係者が第一報を入れるのは警察や救急であることから、委員会は報道等で事故情報を認知する場合が多く、現場検証、

現地調査を警察と同じタイミングで行うことは現実的にはそれほど多くなかったことが挙げられる。第3に、委員会が取り上げた事故等原因調査の多くが同種の類似事故が発生している「多発性」のある事案であって（いわゆるテーマでの選定）、水上設置遊具による溺水事故の事案のような個別事故の選定が少なくなっていることも一因として考えられる。

このように、委員会の現地調査が警察の刑事検査と競合することは多くなかったが、物や施設の破損による事故では初期段階の客観状態の把握が極めて重要であり、また、現場主義に根差した事故現場及び現物の検証は事故調査機関の存在意義にもかかわるものである。現地調査の在り方については、事故情報に接した際の初動の取り方、被害者への聞き取りを含めた調査手法等に関して、知見や経験を蓄積し、定式化を図っていくことを含め、検討していくことが必要である。

(4) 再発防止のための事故調査

ア 在り方検討会の提言

在り方検討会では、事故調査の端緒を得るために、消費者事故等の情報収集体制を充実させ強化すること、被害者、一定の民間団体及び研究機関等から事故調査の申出を受けることなどが指摘された。また、調査対象として、自然科学的事象のみならず、ヒューマン・ファクター、組織文化やルール、法令規制、社会制度の在り方等も対象となるとされたほか、可能な限り事故発生状況の再現も行うべきとされた。さらに、調査手法・手段として、消費者事故情報等の収集・分析の体制強化、ある程度強制力を持った調査権限による裏付け、高度な調整能力の確保のための各分野の専門家のネットワーク化、調査結果に基づく事業者や関係行政機関等への勧告権限等が必要と指摘された。

イ 委員会の活動の評価

上記の提言された内容については、消費者安全法の一部を改正する法律の立案過程でおおむね取り入れられたことは1.において指摘したとおりである。

なお、2. (7) アの中でも触れたように、意見具申の類型の中で、事故情報の通知又は共有、関係省庁間の調整を求めるものが14件あった。マグネットセットによる子どもの誤飲事故のように、医療機関及び医師からの情報収集体制の強化を求めるもの、体育館の床板の剥離による負傷事故のように、文部科学省からの事故情報の提供を求めるものなど、消費者事故の収集及び分析体制の強化については、継続した検討課題となっている。

(5) 被害者等に向き合う事故調査

ア 在り方検討会の提言

在り方検討会では、個別事故の被害者等を事故における当事者として処遇すべきであるとの観点から、事故調査の経緯やその結果について情報提供や説明に努めること、そのための一元的な常設の対応窓口を設置すること、専門家以外に被害者からも十分に状況を聴き取るなど被害者の視点を生かす調査を行うこと、被害者が事故調査を要望する際にその要望を受け止めて一定程度の科学的かつ専門的な検討を加える民間団体や研究機関等を定めて事故調査に円滑につなげる仕組みを整備すること、事故の記憶を目に見える形で保存すること等も指摘された。

イ 委員会の活動の評価

被害者からの申出制度については、民間団体又は研究機関を通じた間接的な申出制度ではなく、被害者からの直接の申出を受け付ける形で導入し、受け付けた申出を委員会の内部で専門委員等に諮りながら、科学的かつ専門的な検討を加える仕組みとして内製化している。

申出を選定した場合の事故調査の経緯や調査結果等の情報提供については、常設の一元的な対応窓口という形ではないが、調査事案ごとに担当官を定め、必要に応じて都度説明等の対応を行ってきている。

また、前述のとおり、申出を不選定とした場合には理由を付して申出者に通知しており、選定又は不選定の判断のための情報収集の中で申出者の参考となり得る情報を得ていた場合は、併せて当該参考情報の提供を行っている。

事故の記憶の保存については、国民生活センターにおいて、エレベーター事故事案の事故機と同型の巻上機（部品）、ガス湯沸器事故事案の事故機を来所者が見られるように展示している¹⁶。また、消費者庁においては、エレベーター事故被害者遺族による講演などを通じて、事故の記憶を職員に継続的に共有している。

（6）総括

以上のとおり、在り方検討会で提言された、消費者事故全般を対象とする事故調査機関は、その対象の広さ故、困難性の高い組織モデルであった。同検討会で示された「独立性」、「公正性」、「網羅性」及び「専門性」を備えることによって「公正で信頼される事故調査機関」を目指すという基本的な方向性に基づき、10年間の活動を通じて、その組織モデルをおおむね実現してきていると考えられる。また、特に法的責任追及よりもはるかに広い視野で原因調査、再発防止策の検討を行う考え方や手法が、委員会において着実に根付いてきたと考えられる。

その上で、在り方検討会が想定したことを超えて、委員会が独自に踏み込み始めた活動として、次のものが挙げられる。

¹⁶ 2022年8月現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、一時展示を取りやめている。

- ① 個別事故の原因究明をすることにとどまらず、類似事故を広く含めたテーマとして調査対象を選定することにより、委員会の対応能力に限界がある中で、消費者安全を広く漏れなく扱う努力が行われている。
- ② 意見具申等を通じて、消費者安全に関する広い意味でのルール形成に寄与する役割を果たしている（少なくとも委員会ではそのような意識が共有されつつある）。
- ③ 新規の事故を早い段階で選定し、調査で得られた知見（安全設計等）を事業者に共有することで安全な産業を委員会が事業者と共に創するというポジティブな役割を果たす場面も増えてきている。
- ④ 技術基準や規格の不備による事故、法制度のすき間にある事故のみならず、再発防止の観点からは、法制度ゆえに起きる事故（いわゆる既存不適格）についての対応の必要性の意識と関心が委員間で高まるなど、法制度上の課題指摘まで関心領域が広がってきている。
- ⑤ 「発信力強化の考え方」以降、在り方検討会のとりまとめでは触れられていない発信力の強化に取り組んでいる。調査途上での消費者等に対する注意喚起を積極的に行うほか、関係機関や業界を巻き込んだ注意喚起なども実施している。実験、研究等のデータ、映像等も積極的に公開している。

他方で、委員会では、在り方検討会で指摘されたものを含め、以下の課題には引き続き取り組むべきとの指摘がある。

- ① 事故現場へ赴いての現地調査が少ないとから、事故情報に接した際の初動の取り方、機動的な現地調査の実施についてルール化を行い改善すること。
- ② 医療機関との連携やSNS等の分析等を通じた多様な端緒情報の把握を含め、事故情報収集体制の更なる強化を行うこと。
- ③ 事故に関係する業界構造が複層化している場合も多いことから、再発防止策の実効性を高めるため、関係業界、事業者及び機関等との連携や働き掛けを強化すること。
- ④ 事務局体制の強化を粘り強く実現すること。

4. 結論——消費者安全調査委員会に求められる役割及び機能

以上を踏まえて、委員会の10年間の評価と残された課題及び今後委員会に求められる役割を整理すると以下のとおりである。

（1）在り方検討会の方向性の維持及び強化

在り方検討会での提言を踏まえ、委員会は、消費者事故全般を対象とする事故調査

機関という困難な組織モデルをおおむね実現してきた。「独立性」、「公正性」、「網羅性」及び「専門性」を備えることにより、公正で信頼される事故調査機関を目指すという在り方検討会で示された基本的な方向性については、勧告や意見具申等委員会に与えられている権限の重さも踏まえつつ、次期委員会においても引き続き堅持すべきである。

他方、在り方検討会でも指摘された以下の2点については委員会内部でも依然として不十分であるとの指摘があり、社会的に信頼される事故調査に向け、対応が求められる。

ア 現地調査のルールの具体化

事故の証拠や情報は、時間とともに失われていくため、特に施設の損壊のような事例では、初期段階での調査の重要性が高くなる。そこで、重大な生命身体事故等が発生した場合に、いかなる基準で、「現地」、「現人」、「現物」の三現主義からみて十分な現地調査を実施するかを明確にしておく必要性が確認された。3.(3)イで指摘したとおり、事故情報に接した際の初動の現地調査等のルールをより具体化していくことが求められる。その際、現地調査には専門委員に同行を求める場合もあるため、現地調査等の在り方や具体的な実施方法について、事務局と専門委員との間で共有しておくことも必要である。

イ 事務局体制の強化

事務局体制の強化については、3.(2)で指摘したように中長期的な検討課題であるが、委員会が求められる役割及び機能を果たしていく中で、それが予算や定員の措置につながり、更に委員会の機能が強化されるという好循環を生み出していくことが必要である。

現在、事務局職員の多くは、任期付職員であるから、任期に応じて定期的に交代する。調査の方向性や調査手法等の知見が途切れないよう、知見や経験を継承し、組織として蓄積していく仕組みを構築することが重要である。また、専門人材の確保についても、調査事案や社会経済の変化を踏まえ、これら全体の変化を俯瞰的に把握できる者を確保するなど、引き続き臨機応変に対応していくことが求められる。

(2) 消費者安全を幅広く実現するための関心領域の拡大と深化

委員会は、個別事故の調査にとどまらず、類似事故を含めて広くテーマを選定した調査を行うなど、委員会の対応能力が限られる中で、消費者安全を広く漏れなく扱う努力を行ってきた。また、これまでの10年間の活動の中で、委員間で委員会の積極的な役割として以下の認識が共有されつつあり、今後も引き続き、委員会としての関心領域を拡大及び深化させていくことが求められる。

ア 法制度を含む諸種のルール形成に果たす役割

上記のとおり、委員会の活動が諸種のルール（法制、規格から自主規制、そして社会的意識付けまで多様な次元のものを含む）の形成に果たす役割としては、まず意見具申による働き掛けがある。これまでの例では、マグネットセットによる子供の誤飲事故のように新たに法規制を求めたもの、機械式立体駐車場の事故のように法規制の整備に向けた検討がなされている中で考慮すべき事項を指摘したもの、エスカレーター事故のようにガイドライン、技術基準又は規格の策定を求めたもの、水上設置遊具の事故のように業界団体を組成し自主的な規制を行わせるよう求めたものなどがある。

また、意見具申のように直接的な方法ではないとしても、報告書の公表を通じ、調査で得られた知見を社会に還元し続けていくことで、長期的には、消費者及び事業者の安全意識の変容につながっていくという影響も期待される。委員会の活動の蓄積により、このような社会通念への影響が生じれば、やがては、意見具申で求めたものと同様の対応が自発的に進められることや、事業者や消費者に求められる注意義務の考え方にも影響を与えることもあり得る。委員会の調査は、決して既に発生した事故の責任追及や紛争解決のために行われるものではないが、将来に向けては、各種実務の現場、更には司法の場を含め、社会での様々な判断への影響力を秘めており、委員会としてもその影響力の自覚をもって、活動に取り組んでいく必要がある。

とりわけ、法制度という意味でのルール形成については、今後委員会の関心がさらに強まるものと考えられる。2.(7)イで指摘したとおり、法令で引用される技術基準又は規格の改正がなされても、既存の機器等には適用しない旨の定めがあり、リスクのある機器等が長期間残り��けてしまうという課題がある。また、任意の規格については、安全の観点からは準拠していくことが望ましいが、準拠に向けた動機付けが困難という課題があり、委員会審議で繰り返し議論されている。

イ 事業者と消費者を繋ぎ安全安心な社会（産業）を共創していく役割

委員会は、新たなタイプの事故を早い段階で調査対象として選定し、調査で得られた知見を事業者に共有していくことで、安全安心な製品とサービスの普及を支援する役割（産業の共創機能）を果たしている。

このような消費者による製品の利用（設置や配置等）に伴う事故、カスタマイズを前提とした製品（福祉器具等）等については、事業者がその利用実態を十分に把握できていない場合も存在し、委員会による事故調査で得られた知見が事業者にフィードバックされることにより、製品の安全性の向上につながる可能性がある。

これまで委員会で取り扱った事案においても、例えば、幼児同乗中の電動アシスト自転車の事案では、幼児乗せ自転車の走行時の安定性について、一般的な方法である主観評価ではなく、走行状態を数値で評価する客観評価を目指した走行実験を行い、実験データを公開するとともに、設計手法等への反映を求めており、より安全で使い

やすい自転車の開発を後押ししたとも言い得る。また、住宅用太陽光発電システムから発生した火災事故の事案では、鋼板なし型の設置形態は経年劣化によってモジュールから発火して屋根や野地板に延焼するリスクが高いとして、延焼リスクが低い鋼板なし型以外の設置形態への変更を促している。

(3) 消費者安全を普及啓発するための対外的な発信力の強化

発信力の考え方のとりまとめ以降、委員会からの注意喚起及び情報発信は格段に増えている。グローバル化及びデジタル化の進展に伴い、安全性能が十分でない製品等が個人輸入で流通し、その全容が捕捉しきれなくなっていること、中古品の取引の増加等により、危険性のある製品等がその危険性を認識されないまま取引される事例も増えていること等、事故の再発防止を図る観点からは、調査報告書の公表を待たずに、繰り返し注意喚起等の情報発信を行うことも重要となっている。

実際、マグネットセットによる子どもの誤飲事故では、調査報告書の取りまとめに先立ち、委員会自ら注意喚起を行った。注意喚起そのものの効果の検証はできていないものの、こうした迅速な対応も、事故の再発防止の観点から、案件の特性に応じてより積極的に駆使していくことが求められる。

(4) 実効性を担保するための関係機関等への働き掛けや連携の強化

これまで委員会の活動は、事故原因調査と再発防止策のとりまとめ、関係行政機関への意見具申、その後のフォローアップが中心であった。今後もこの重要性は変わらない。

他方、業界構造が複層化（製造業者、保守点検業者、販売事業者、デジタルプラットフォーム事業者等）した事案、業界が組織化されていない新たな領域の事案が増えていること等からは、意見具申の実効性を担保するため、委員会が意見具申先の行政機関に粘り強く対応を求めるに加え、場合によっては、地方自治体への働き掛け、異なる行政機関同士の連携を働き掛けることが有益な場合もある。また、再発防止を図る観点からは、2.(8)イで記載した、マグネットセットによる子供の誤飲事故について日本小児科学会と連名で注意喚起を発出したように、関係業界や関係事業者等との連携等が有益な場合もある。いうまでもなく、関係業界又は関係事業者等への働き掛けや連携の強化は、委員会として再発防止に毅然として取り組むための一層の工夫として行われるものである。

また、発信力の強化に向けた考え方においては、事故等原因調査を行う場面において、国民生活センター及び独立行政法人製品評価技術基盤機構等との連携を念頭に置きつつ、他機関で行われた調査等の成果を引き継ぎ活用することが提言された。既に触れたように、委員会が行う事故等原因調査は社会的、文化的又は組織的な背景にまで踏み込むなど、その対応範囲が広いことを特徴としているが、調査の実効性と効率

性の観点からは、上記両独立行政法人を含め、関係する研究機関との連携を更に強化することが求められる。特に、研究機関との連携は、例えば、調査に反映された子どもや高齢者向けの安全規格に関する基礎的な内容（リスクマネジメント等）を研究面でのつながりを通じて事業者又は消費者に広く発信し波及させる観点からも有益となる。

なお、上記の意見具申の実効性の確保や調査の側面に限らず、事故情報の収集の観点からは後述((5)ア)のとおり、関係各省庁や医療機関等との連携も有用である。

当然のことながら、連携の相手については、調査の公平性及び独立性に疑義を生じないことを大前提としつつ、関係省庁、各独立行政法人等の機関、研究機関、関係事業者や事業者団体等広く検討していくことが求められる。

(5) 事故の端緒を把握するための情報収集力及び調査分析力の強化

事故調査機関にとって端緒情報の早期把握や収集は基本となる重要な機能である。また、中長期的な事故の発生状況や傾向、社会経済の変化の把握は、事故背景の分析や有効な再発防止策の提言に必要不可欠である。さらに、予防の観点からは、海外の事故事例やそれに対応するために海外当局が講じた措置を適時に把握することも必要であると考えられる。

ア 端緒情報の収集力の強化

委員会による事故情報の把握には、消費者庁及び国民生活センターが収集した事故情報が重要な役割を果たしている。消費者庁及び国民生活センターが運営する事故情報データバンクシステム及び「医療機関ネットワーク事業」、消費者庁が運営する「リコール情報サイト」及び国民生活センターが設置している「医師からの事故情報受付窓口」からの事故情報は、委員会審議においても活用されており、委員会による端緒情報の収集力の強化には、消費者庁等によるこれらの情報収集の質的量的側面において更なる充実が望まれる。

また、現在、社会経済のデジタル化、グリーン化等に伴って、新たな製品やサービスの導入が加速しているほか、製品のカスタマイゼーションや輸入製品の流通増加が進行している。今後、生命身体事故等についても、新たな種類の事故や被害が増加すると予想され、これまで以上に、事故やヒヤリ・ハット事象等の情報の早期把握に努める必要がある。

さらに、上記の消費者庁を中心とした情報収集の枠組みだけでなく、新たに整備された各種制度を活用して端緒情報の把握及び収集を行っていくことも考えられる。例えば、成育基本法（平成30年法律第104号）に基づき定められた「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和3年2月9日閣議決定）では、子供の死亡時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯、解剖結果等に関

する様々な情報を基に死因調査を行う Child Death Review (CDR)について、モデル事業の実施等を通じ、その体制を整備することとされており、端緒情報の1つとして活用できる可能性がある。

その他、最近の事故の傾向として、大規模な重大事故よりも軽微な事故が増加している、最近の若者は企業や行政に被害を申し出るのではなくSNS等でつぶやくことが多いとの外部指摘もある。事故情報の端緒の把握として、SNS等での声などにも注視することも検討の余地がある。また、外国語で情報発信する在日外国人からの端緒情報や、彼らへの情報提供にも同様に課題がある。

イ 中長期的な事故の発生状況やその傾向、社会経済の変化の把握

消費者庁では、消費者安全法に基づき行政機関等から通知された消費者事故等の情報を取りまとめ、消費者白書の一部として国会報告を行っている。その取りまとめ結果について、委員会に対して報告を求めるのも検討の余地がある。また、社会経済の変化についても、定期的に情報収録できる仕組みの検討が課題である。

これらの課題の解決には消費者安全課を始めとする消費者庁の協力が不可欠である。委員会発足時には、調査の独立性を重視した結果、委員会と消費者庁との間には一定の緊張関係が想定されていた。しかし、調査の独立性の問題が生じない範囲では、海外の事故事例やそれに対する当局の対応等の調査研究や消費者への情報提供等、一層の相互協力を進めることが必要である。

ウ 海外情報の調査分析の強化

これまでの委員会の活動で欠落していると考えられる機能としては、先行的な調査機能があげられる。人工知能を搭載した新たな製品や IoT¹⁷に関連する製品等、新たな製品の安全性については、国内外で現在検討が進められている。こうした製品が日本に先駆けて市場に投入された国での事故事例やそれに対応するため当局が講じた措置等、各国での対応状況を早期に把握し、分析することがますます重要となる。なお、海外製品の輸入が増加する中、危険な製品の流入対策としては、非関税障壁となる形でTBT協定¹⁸を前提に国際基準又は規格と整合した安全規制を行うよう留意する必要がある。

事故を未然に防ぐという観点からは、委員会自らこうした調査及び分析を行うか、または内製化が難しいのであれば、調査や分析の外注先となる部局（例：消費者庁新未来創造戦略本部）や機関との関係を構築することが考えられる。その上で、調査分析した情報を、必要に応じて、所管となる関係省庁や関係業界等につなげるほか、消費者庁から消費者向けの注意喚起を行う際の基礎情報として提供するなど、早期の対

応を求めていくことが求められる。

¹⁷ Internet of Things の略語。「モノのインターネット」と訳されることもある。インターネットなどのネットワークにコンピュータやセンサー、カメラ、工作機械、家電などさまざまな「モノ」が接続され、データを収集したり相互に情報をやりとりしたりする概念。

¹⁸ <https://www.meti.go.jp/shingikai/keiryogyoseishin/pdf/g50913a45j.pdf>

(補論) 社会経済環境の変化や消費者行動から留意すべき事故類型

最後に、この報告書を締め括るに当たり、現下の社会経済環境の変化や消費者行動の変化等から留意すべき事故類型を、委員会における対応の参考という観点から以下に指摘しておきたい。

1. 要配慮者を含む消費者の行動と関わりが深い事故

一般的の消費者の誤使用に加え、特に、子供や高齢者（福祉関係等）、障害者等の要配慮者の予見可能な誤使用をも想定し、これら要配慮者の行動予測等をも踏まえた、よりきめ細かい調査や予防策及び再発防止策の検討が委員会に求められる。デジタル化の進行や貧困格差問題の深刻化等に伴い社会の分断や断絶が深まるリスクが高まっている中で、とりわけ誰一人取り残さない社会の実現への要請の観点からも、要配慮者や被害者等に寄り添う対応が求められていくと考えられる。

2. 新たなサービスによる事故

10年間の調査対象事案の分析からは、水上設置遊具やトランポリンパークの事故のように、新たなサービスの提供に伴う事故、製品事故にサービスの要素が複合された事故が発生していることが確認された。こうしたサービスについては、既存の法規制や技術基準、規格が国内に存在していないことが通例である。また、サービス提供事業者が中小事業者である場合もあること、業界としての組織化が進んでいないことや、組織化がみられてもそこに属さないアウトサイダーが多いという実態もみられることから、実効的な未然防止策や再発防止策の検討が課題となる。

3. グローバル化の進展に伴う輸入製品の流通による事故

経済のグローバル化に伴い、海外製品の輸入を誰でも簡単に行える時代になっており、安全性能が低い海外製品が無秩序に輸入されることによって消費者事故が発生するリスクが高まっている。こうした製品に関しては、国内製造事業者が存在していないケースもあり、既存の法規制や技術基準等ではカバーされないこともある。今後、海外での事故事例の把握及び収集、海外当局による規制や技術基準、規格の策定等の対応状況をいち早く補足し、国内での事故の予防及び再発防止につなげる努力（国内規制のガラパゴス化の回避）も必要である。

4. 社会経済のデジタル化の進行による事故

人工知能やIoT等、急速なデジタル化の進行に伴う、いわゆる第4次産業革命の進展は、消費生活を一変しつつある。社会経済のデジタル化は消費生活の利便性を向上させる反面、従来は想定されていないタイプの事故（IoT化による制御安全、製品に組み込まれたソフトウェアのアップデートに関連する事故等）が発生するリスクもある。

5. 持続可能な社会経済の実現（SDGsの浸透）に関連した事故

2015年9月に国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されたことを受けて、各国で持続可能な社会経済の構築に向けた動き、社会のグリーン化が加速している。この動きは、CO₂排出抑制のための化石燃料から再生可能エネルギーへの転換、希少資源の有効利用や循環経済実現のためのリサイクルの推進等となって顕現しているが、それに伴い新たな消費者事故（先端技術を体現する製品やサービス、中古品、リビルド品又はリサイクル品に関連する事故等）のリスクも増加している。

6. 製品のカスタマイゼーション等に起因する事故

大量生産、大量消費、画一化的時代から、コト消費やトキ消費にみられるように、個々人の嗜好に合わせて好きな場所で好きな時に好きなモノで自己実現を図ることが好まれるよう、社会が変化してきている。消費者が配色、性能、形状や用途まで決める製品、自由にカスタマイズできる製品なども登場してきている。また、高齢者や障害者向けの福祉器具等、そもそも個別の事情や状況に応じてカスタマイズされることを前提とした製品もある。カスタマイゼーションや配置、使用環境等を背景とした事故のリスクも増えると予想される。

7. 関係者の複層化した事故

製品起因の事故であれば、製造業者の製品設計の問題に帰着する場合が多いとも考えられるが、委員会の調査対象となった事案には、消費者の利用に供されるまで、複数の事業者が介在する製品やサービスも確認された。製品が製造され、消費者の利用に供されるまでの過程の関係者が複層化していることによる事故は今後も発生すると予測されるが、事例の蓄積を通じ、事故の予防及び再発防止に向けた共通の考え方を制度面の改善等につなげていくことも重要となると考えられる。

8. その他

足下においては、新型コロナウイルス感染症の国民生活や経済への影響、ロシアによるウクライナ侵攻等を主な背景とした原油や穀物等の価格や供給の不安定化などの不確実性が高まっており、消費者を取り巻く社会経済環境の変化として、今後注視が必要である。